

いしかわオンライン移住体験事業（加賀エリア）運営業務委託 仕様書

1 委託業務の名称

いしかわオンライン移住体験事業（加賀エリア）運営業務委託

2 委託業務の目的

県外から加賀地域（かほく市以南）への移住を希望する方を対象に、オンラインで地域情報を発信することで、本県での暮らしぶりを体験させ、地域への移住・定住を促進する。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 委託予定金額

2,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5 業務内容

- (1) いしかわオンライン移住体験事業（加賀エリア）の広報、参加者の募集に関する業務
 - ア 県外在住者をターゲットとして、WEBサイト等を活用した情報発信
 - イ チラシの作成
チラシはA4サイズ、片面または両面カラーとし、データ納品可とする。
- (2) 事業実施にかかる業務
 - ア 参加者の個別ニーズに応じて、オンライン移住体験のプランを作成する。
 - イ WEB会議システム等を活用し、参加者に現地の情報をリアルタイムで案内する。
要望に応じて施設等の見学や移住者・地域住民等との交流ができるよう調整する。
 - ウ かほく市以南地域（かほく市、津幡町、内灘町、金沢市、野々市市、白山市、川北町、能美市、小松市、加賀市）における案内を実施する。
※ただし、加賀半島地震による被災地域の案内は、復旧・復興状況を鑑みて柔軟に対応することとする。（危険な場所へは立ち入らない）
 - エ 事業実施に必要な機材（iPad）はいしかわ「第二のふるさと」推進実行委員会より貸出を行うものとする。
 - オ 事業実施にあたり、通信環境は受託者が整備すること。
- (3) その他本業務の円滑かつ効果的な実施に資する取組を提案し、実行委員会と協議の上、実施する。

6 成果品の提出

- (1) 実績報告書
本事業の実施内容を記載した実績報告書を作製し、A4サイズで提出すること。
- (2) 電子データ
実績報告書データについては、PDF等の電子媒体により提出すること。
- (3) 提出期限

成果物の提出は令和7年3月31日を期限とする。

7 支払い方法

原則として、実績報告書提出後に支払うこととする。

ただし、実行委員会に協議し同意を得た場合、事業を執行した額を限度として、委託料の前金払を請求することができるものとする。

8 情報のセキュリティの確保

(1) 情報セキュリティポリシーの遵守

受託者が業務を行う場合にあっては、別紙1「石川県情報調達共通特記仕様書」を遵守しなければならない。

(2) 個人情報の保護

受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別紙2「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

(3) 守秘義務

受託者は、業務で知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

9 著作権等

(1) 著作(財産)権の所有

成果品及び電子データ等、今回の契約により作成されたコンテンツに係る著作権、構成素材の著作権(二次的著作物の利用に関する原作者の権利を含む)は、委託者に帰属する(ただし、製作途中に政策案等の用途に使用して、成果品として採用されなかった制作物を除く。)ものとする。また、委託者は、コンテンツの維持又は石川県の移住・交流居住に関する広報宣伝を目的とした改変及び印刷物等の二次利用をすることができるものとする。

(2) 第三者への利用許諾

受託者は、成果品及び構成素材の第三者への利用許諾を認めるものとする。

(3) 権利関係の処理等

①成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉・処理は、従前から所有していたものを含めて受託者が行うこととし、その経費は委託費に含む。

②第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で行う。

(4) 権利関係に係る留意事項

委託者から提供する以外の写真、画像、イラスト等のデータを使用する場合は、第三者の肖像権・著作権等の権利を侵害することのないよう厳に注意すること。

10 留意事項

(1) 暴力団等の排除のため、受託者が以下のいずれかに該当する場合は、委託を行わない。委託後に判明した場合は、委託を解除できるものとする。この場合において、解除

により受託者に損害が生じても、実行委員会はその責を負わないものとする。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(2) 業務の実施にあたっては、実行委員会や関係者と密に連携を図り、十分な協議の上、円滑に行うものとする。

(3) 本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合については、実行委員会と協議の上、決定するものとする。

(4) 業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ書面による実行委員会の同意を得なければならない。

(5) 移住に関心のない者に対し、金銭等を支給しての集客は行ってはならない。